

◎放送法等の一部を改正する法律

(平成二十二年二月三日法律第六五号)

一、提案理由(平成二十二年一月二五日・衆議院総務委員)

○片山国務大臣 放送法等の一部を改正する法律案及び高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、放送法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理合理化を図るため、各種の放送形態に係る制度を統合し、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化する等、放送、電波及び電気通信事業に係る制度について所要の改正を行う必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、放送に係る制度の整理合理化を図るため、放送関連

の四つの法律を一つに統合するとともに、放送を基幹放送と一般放送に区分し、放送の業務の参入について、基幹放送は認定、一般放送は登録とするとともに、放送の業務と電気通信設備の設置、運用を一の者で行うことも、それぞれを別の者が担うことも選択可能にする一方、地上放送において放送の業務と無線局の設置、運用を一の者が行う場合には、無線局の免許のみで足りる現行の制度も併存させることとしております。

第二に、放送の多源性、多様性等を確保するため、基幹放送について、いわゆるマスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定化し、複数の基幹放送事業者への出資に関しては、一定の範囲内において定める水準を超えないことを原則とすることとしております。

第三に、放送についてはこのほかに、設備の維持、重大事故が発生した場合の報告、放送番組の種別の公表、有料放送の提供条件の説明、再放送同意をめぐる紛争に係る電気通信紛争処理委員会によるあっせん及び仲裁等に関する規定を整備することとしております。

第四に、電波利用に係る制度の合理化、弾力化を図るため、主たる目的に支障のない範囲で、一つの無線局を通信及び放送の双方の目的に利用することが可能となるよう、無線局の免許及び目的変更の許可に関する規定を整備するとともに、免許を

要しない無線局の空中線電力の上限の見直し、携帯電話基地局の免許の包括化、電波監理審議会による意見の聴取等に関する規定を整備することとしております。

第五に、電気通信事業に係る制度の整理合理化を図るため、いわゆるコンテンツ配信事業者等と電気通信事業者との間における電気通信業務の提供をめぐる紛争等に係る電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続会計に関する規定を整備するとともに、有線放送電話に関する法律の廃止及びこれに伴う規定の整備等を行うこととしております。

第六に、附則において、政府は、この法律の施行後三年以内に、表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするための制度のあり方について、放送の健全な発達を図り、国民にその効用をもたらすことを保障する観点から、新聞社、通信社その他のニュースまたは情報の頒布を業とする事業者と基幹放送事業者との関係、いわゆるクロスメディア所有規制のあり方を含めて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。なお、この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

放送法等の一部を改正する法律

が、電気通信紛争処理委員会の委員の任命に関する改正規定等は公布の日から、免許を要しない無線局に関する改正規定等は公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から、放送番組の種別の公表に関する改正規定等は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

……………(略)……………

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院総務委員長報告(平成二二年一月二五日)

○原口一博君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両法律案のうち、まず、放送法等の一部を改正する法律案は、通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した規制の整理合理化を図るため、放送法、電波法及び電気通信事業法について、各種の放送形態に対する規制を統合するとともに、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化する等所要の改正を行うとするものであります。

放送法等の一部を改正する法律

……(略)……
両法律案は、昨二十四日本委員会に付託され、本日、片山総務大臣から提案理由の説明を聴取し、続いて、放送法等一部改正案に対する民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党、社会民主党・市民連合及びみんなの党の五党派共同の修正案について、提出者から趣旨の説明を聴取いたしました。

本修正案は、日本放送協会の経営委員会の構成等に関する修正、いわゆるクロスメディア所有規制に関する検討条項の削除及び日本放送協会の役員に係る欠格事由のあり方に関する検討条項の新設を内容とするもので、各党間の真摯かつ精力的な修正協議により取りまとめられたものであることを申し添えます。

次いで、質疑、討論を行い、順次採決いたしましたところ、まず、放送法等一部改正案について、修正案は全会一致、修正部分を除く原案は賛成多数をもって可決され、修正議決すべきものと決しました。

……(略)……
以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二十二年一月二五日)

○坂本委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、提出者を代表いたしましたして、その提出の趣旨及び主な内容について御説明申し上げます。

第七十四回国会に提出されました放送法等の一部を改正する法律案は、同国会において、各党間で修正協議がなされたもののうち、電波監理審議会の建議に関する規定について削除修正の後、参議院に送付されましたが、同院において審査未了、廃案となりました。

本修正案は、同規定を削除した上で今国会に再提出されたものであります。

今国会への再提出を受け、さきの委員会審査等で明らかとなった問題点について、改めて各党間で修正協議いたしました結果、本修正案が取りまとめられました。

次に、修正案の主な内容について申し上げます。

第一に、日本放送協会の経営委員会の構成員に会長を加える改正並びに経営委員、会長、副会長及び理事の欠格事由を緩和する改正を行わず、現行どおりとすることとしております。

第二に、政府は、法律の施行後三年以内に、表現の自由がでるだけ多くの者によって享有されるようにするための制度のあり方について、いわゆるクロスメディア所有規制のあり方を含めて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基

づいて所要の措置を講ずるものとする規定を削除することとしております。

第三に、政府は、この法律の公布後一年を目途として、日本放送協会の役員に係る欠格事由のあり方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討条項を設けることとしております。

以上が、修正案の趣旨及び主な内容であります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

三、参議院総務委員長報告(平成二十二年十一月二十六日)

○那谷屋正義君 ただいま議題となりました六法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、放送法等の一部を改正する法律案は、通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理合理化を図るため、放送法、電波法及び電気通信事業法について、各種の放送形態に係る制度を統合するとともに、無線局の免許及び放送業務の認定制度の弾力化等を行うものであります。

なお、衆議院において日本放送協会の経営委員会の構成員に会長を加える改正を行わないものとする等々の修正が行われ

放送法等の一部を改正する法律

ております。

.....(略).....

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、大相撲取材関連不祥事へのNHKの対応、放送事業者に対する業務停止命令規定の運用の在り方、地上放送デジタル化に向けた取組の強化、放送行政の独立性の確保等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下芳生委員より放送法等改正案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、放送法等改正案は多数をもって、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法改正案は全会一致をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。